

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和6年（2024年）3月19日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

（1）業務名

ほっかいどうDX促進事業委託業務

（2）業務の目的

本道は、全国を上回るスピードで急速に人口減少や少子高齢化が進んでおり、広域分散型の社会構造といった地域特性なども相まって、労働力の不足や地域における医療・福祉・交通・物流の確保、都市との格差などといった課題が顕在化しており、その解決に向けてはICTやAI などといった未来技術を活用した取組をより一層加速させる必要がある。

このため道では、令和5年度「ほっかいどうテストフィールド推進事業委託業務」（以下、「テストフィールド事業」）にて、未来技術に関する研究・実証段階にある先進的な事例や企業等の実証ニーズなどの調査を行い、道内のフィールド活用を検討しているところ。

本業務では、これらの調査結果を全道に展開して、道内市町村と技術を持つ民間企業、地域団体等とのマッチングを行い、実証や社会実装に向けた事業をコーディネートし、具体的取組に向けた事業構築を行うことで、本道をテストフィールドとした未来技術に関する取組を促進していく。

（3）業務の内容

本業務の実施にあたっては、「テストフィールド事業」企画提案指示書を参照すること。

ア 未来技術を活用した先進事例の展開

（ア）地域課題の解決に資する未来技術の先進事例を、道内市町村や民間企業に広く周知するしくみを提案・構築し、情報発信すること。発信する情報は、「テストフィールド事業」で調査した15以上の事例のほか、独自調査や募集等によって、事例の充実に努めること。なお、調査・募集する事例や企業の要件は「テストフィールド事業」企画提案指示書「4 業務内容（1）」を参照することとし、情報発信するしくみは、後のマッチングに効果的につながるよう工夫すること。

（事例は現在調査中のため、詳細については当課に問い合わせください。）

（イ）また、このマッチングイベントを効果的に行うため、「テストフィールド事業」にてモデル構築した3件の事業進捗状況や成果について、道内市町村、企業・団体、関係機関などを対象とした報告会を実施すること。

なお、開催方法は原則オンラインとする。

イ マッチングに向けたイベントの企画、開催

（ア）「ア（ア）」で情報発信した事例に関して、道内市町村と技術を持つ民間企業とのマッチングイベントを開催すること。開催にあたっては、リアル・オンラインを組み合わせ、具体的取組に繋がる効果的な企画や開催方法、開催地域について提案すること。

- (イ) 本業務の目的を踏まえ、参加対象者は道内市町村、企業・団体、学生、有識者などとし、適切なターゲットをイベントに集客できるよう創意工夫を行うこと。
- (ウ) 未来技術に関するソリューションについてリアルに体験できるエリアもしくは機会を設けること。
- (エ) その他、マッチングの成約を高める工夫を行い、道に提示すること。

ウ 共創ワークショップの開催

具体的な事業の創出に向け、AIなどの未来技術を活用し地域で抱える課題の分析や解決策を検討する、共創ワークショップを企画・運営し、参加対象者は道内市町村、企業・団体、学生、有識者などとする。

エ 事業構築・コーディネート支援

<目標 KPI>事業構築（実施）件数 3件以上

- (ア) イのイベント終了後、道内市町村と技術を持つ民間とのマッチングに向けた定期的なフォローや、実証・社会実装に向けた事業全体をコーディネート（ステークホルダー整理、ロードマップ、事業設計など）し、具体の取組に向けた事業の構築または実施を行うこと。
- (イ) その他、ウの道内市町村と民間企業等との共創により検討された内容について、課題解決に向けた研究開発や実証実験等に取り組めるよう必要な支援を行うこと。更に、具体の取組に向けた事業の構築または実施に努めること。

オ 自走化に向けたしくみ

本業務終了後もマッチング支援を継続的に実施できるしくみを提案すること。なお、新たに体制を設ける場合は、道内で既に組み込まれている組織体等との棲み分け、または協業するなど整理を行うこと。

カ 成果報告会の実施

本業務の成果について、道内市町村、企業・団体、関係機関などを対象とした報告会を実施すること。

なお、開催方法は原則オンラインとする。

キ 実施計画書の作成

業務契約後、速やかに業務内容や業務スケジュール、実施体制等を記載した業務処理計画書を作成すること

なお、計画に変更が生じた場合は、速やかに業務担当員と協議してその指示を仰ぐものとし、必要に応じて業務処理計画書を変更して提出すること

ク 成果物

本業務の実施結果について、次の成果物を加工可能な電子データでDVD-R等により委託者に提出すること

(ア) 実績報告書（報告用）

マッチングに向けた具体的な支援内容、進捗状況、成果等についてまとめた上で、今後、道内市町村と民間企業等が連携して未来技術を活用した取組を進め、地域の課題解決を図っていくための効果的な施策や手法についてまとめた実績報告書

(イ) 実績報告書（公開用）

カ及び本業務後に行うイベント等において活用できる、マッチング成果等をわかりやすくまとめた報告書

(ウ) 委託業務に関するデータ

本業務内においてを撮影した動画や写真、実施記録、データ一式

(エ) 次年度の取組案

マッチングイベントやワークショップでの議論やアウトプットをまとめるとともに、それを踏まえた次年度に向けた具体的な取組案を策定すること。

ケ 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して決定する

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 手続き等

(1) 担当部局

北海道総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課
所在地：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎5階）
電話番号：011-204-5172（直通）

(2) 企画提案説明書の交付

ア 期間 令和6年（2024年）3月19日（火）から令和6年4月19日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで）

イ 場所 (1) の場所で交付する。

なお、北海道総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課のホームページからダウンロードすることができる。

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dtf/iot/182881.html>)

(3) 参加表明書の提出

ア 期限 令和6年（2024年）4月5日（金） 午後5時必着

イ 場所 (1) に同じ

ウ 方法 持参又は郵送（特定郵便、簡易書留、書留のいずれかによる。）

(4) 企画提案書の提出

ア 期限 令和6年（2024年）4月19日（金） 午後5時必着

イ 場所 (1) に同じ

ウ 方法 持参又は郵送（特定郵便、簡易書留、書留のいずれかによる。）

4 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

5 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

6 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

7 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、企画提案説明書による